

中国の「双規」制度について

熊 達 雲

中国の「双規」制度について

熊 達 雲

目 次

- 双規とは何か
- 双規の執行機関
- 双規の執行手続き
- 双規の合理性と働き
- 双規の限界と問題点
- 今後の展望

双規の法的根拠及び発展の経緯

- 1 『中華人民共和国行政監察条例』(1990年12月9日国务院公布、1997年5月9日廃止)第21条第5項「**検査機関は検査、調査に於いて下記の措置を講じることができる。……(5) 関係者に指令して規定された時間、場所で監察を受けた事件にかかわる問題について解釈及び説明を行う。**」
- 2 『中国共産党規律検査機関案件検査業務条例』(1994年5月1日中共中央規律検査委員会公布)第28条第3項「**事件の状況を知るすべての組織と個人は証拠を提供する義務を有する。調査組は規定された手続きに基づき下記の措置を採用して取調べる**ことができる。関係する組織と個人は**如実に証拠を提供しなければならず、それを拒絶、妨害してはならない。……(3) 関係者が規定された時間、場所で案件に係る問題を説明することを請求する。**」
- 3 『中華人民共和国行政監察法』(1997年5月9日公布)第20条第3項「**監察機関は行政規律の違反行為を調査するとき、現実の状況及び必要に応じて下記の措置を講じることができる。……(3) 行政規律に違反する容疑者に指令して指定された時間、場所で調査を受けている事項に係る問題について解釈と説明を行う。但し、その容疑者に対し身柄拘束または形を変えた身柄拘束をしてはならない。**」

双規の定義

双規は幹部職員が行政規律に違反したと疑われる場合に、党務機関または行政監察機関が該当職員に職務を停止させ、ある程度の人身、活動自由に制限を加えた条件下で事実関係を取調べる行政的な調査手段である。調査の結果、刑事犯罪に触れたと認定された場合に、**検査機関に送検して司法手続きに基づき公訴を提起する。**

双規の基本的特徴

- 一 刑事司法措置ではなく、**党の規律と行政規律を守る措置とされている。**その規範の対象は汚職腐敗など規律違反、法律違反の容疑を持つ幹部職員である。但し、双規は刑事司法に発展する可能性のある前触れでもある。
- 二 調査の措置と方式は刑事司法の措置と大差がなく、とりわけある程度の人身自由を制限し、**訪問といった取調べ方式は捜査措置とほぼ同じである。**
- 三 双規の手続きは刑事捜査の手続きを参照に設定されたものだが、**刑事捜査が受ける制限より少なく、取調べる時間的制限も緩やかである。**
- 四 調査を優先させ、**双規に対する不服申立などの救済措置が講じられていない。**
- 五 党の規律検査、政府の監察機関の体制改革が完成する前に、**司法機関が幹部職員ととりわけ行政ランクの高い幹部職員の汚職、腐敗ないし犯罪を捜査する独立の権限が付与されていない前に、双規は政権党の進んで講じる腐敗撲滅の措置であり続ける。**

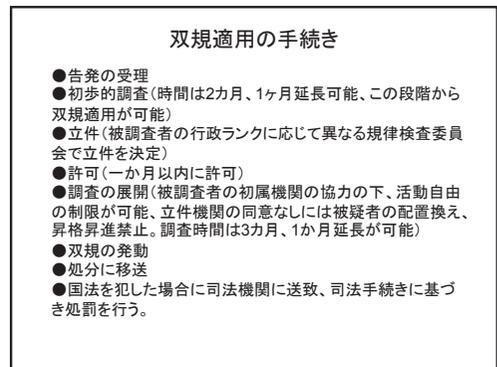
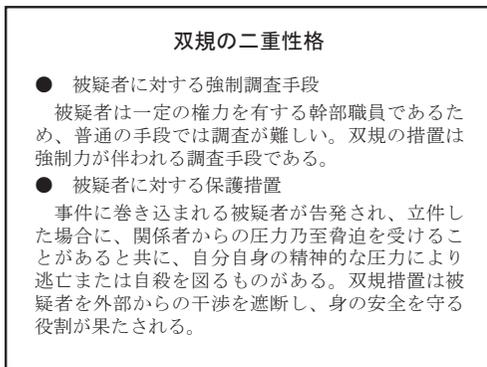
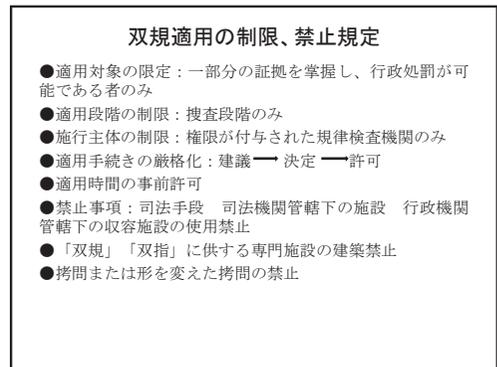
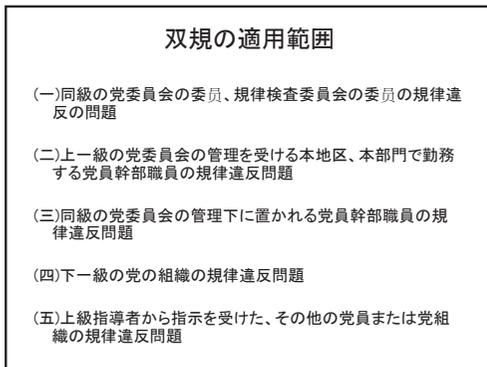
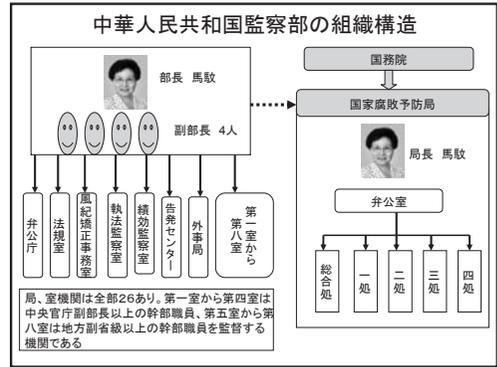
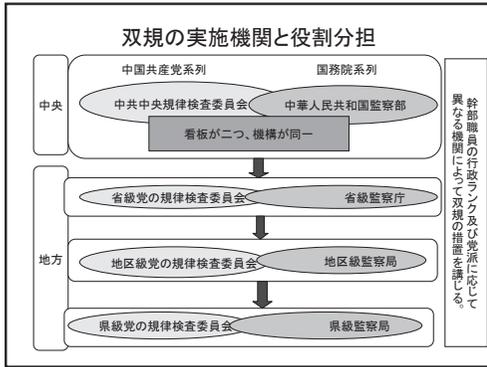
張歩文「双規双指：相対的合理性と適法の有限性」より

双規から双指への理由

- 双規、すなわち規定された時間、規定された場所を最初に使用したのは行政監察条例であったが、その後公布された『中国共産党規律検査機関案件検査業務条例』もそれを踏襲した。しかし、『中国共産党規律検査機関案件検査業務条例』の管轄対象は共産党員出身の幹部職員のみである。
- 行政監察条例を見直して行政監察法を制定した時、**共産党の業務条例と区別して「規定」を「指定」に変更したと思われる。**
- 事実上、共産党員出身者には双規を適用し、**非共産党員または無党派出身の幹部職員には双指を適用すると色分けをしている。**

双規制度導入の背景及び理由

- 1 計画的市場経済体制へのシフトに伴う幹部職員の不正、腐敗の頻発
 - 1987年安徽省政府秘書長洪清源の収賄
 - 1987年江西省省長倪獻策の不正事件
 - 1989年新疆自治区副主席托乎提沙比爾の鉄道車両の不正転売事件
 - 1990年鉄道副部長羅雲光をはじめ幹部職員40人以上が巻き込まれた大規模汚職事件
- 2 幹部職員の汚職、不正、収賄等の事件に対する調査の手段不足で**事実の突き止めが難しくなり、幹部職員の腐敗を助長することになってしまふ。**
- 3 国民から幹部職員の腐敗蔓延ぶりに対する不満が高まり、**政権党のイメージがダウン。**政権党の地位の安定を脅かす。
- 4 鄧小平、陳雲ら元老の憂慮と警告、幹部職員の監督強化



双規の執行

- 双規の執行機関：県レベル以上の規律検査委員会
- 双規の執行場所：司法機関の身柄拘束の施設の使用厳禁。決まった場所がなく、普通は都市近郊のゲストハウス、ミニ旅館、民宿、研修センター、ホテル乃至軍事基地が選ばれる。複段階のビルの場合は一階を使う。条件は交通が便利、周囲の環境が静か。被調査人が宿泊する施設内には電源を露出させず、ドアのカーブは中からロックできず、廊下には紐が掛けられないようにして、安全措置を徹底する。)
- 世話人の付き添い：双規を受けた被調査人に三交替で二人ずつの付き添いを手配し、24時間で被調査人の生活の面倒を見と共、逃亡と自殺を防止する。付き添いは規律検査委員会の職員が担当する。
- 生活状況：被調査人の行政ランクによって生活費用が異なるという。市、県レベルのものは一日の生活費は100~200元が支給され、付き添いも同程度。テレビの観覧や新聞等の閲覧が認められる。
- 被調査人の日課：取調べを受けること、自分の規律違反行為について反省、資料の作成
- 所属機関と親族への通知：被調査人が双規を受けた後、所属機関に通知し、機関を経由して親族に通知する。
- 秘密保持措置：双規の執行住所と理由が秘密事項として、所属機関や親属には開示しない。
- 安全確保：被調査人の双規期間中の身の安全は執行機関の責任で、双規により自殺が発生した場合に、双規の執行機関は賠償責任を負う。

双規を受けた被調査人の守る規律

- 規定された期間中に取調べの職員の許可なしでは外部と書簡または電信等の連絡を取ってはならず、原勤務機関の車両等の交通手段を使ってはならない。
- 業務と職務をしばらく停止し、許可なしでは業務と職務と関係のある活動をしてはならない。
- 制服を着用し、武器または認められない物品を規定された場所に持ち込んで双規を受けてはならない。
- 許可なしでは父母、配偶者、子女などの親族は双規の場所周辺で待機、滞在することができない。

双規執行機関の遵守すべき規則

- 特殊な事情がなければ双規を受けたものを警察用車両で出迎えることを禁止し、自由意思で指定された場所に出頭させなければならない。
- 双規期間中、被調査人は双規執行機関の職員と全く同じ生活をしなければならない。
- 時間の規定は人身自由を制限する目的ではなく、規定された時間内で問題を白状させることを心がけること。その時間には一般的には三ヶ月内とされているが、被調査人が問題の白状を断るなら、話し出した時からその時間を起算する。一部分の問題しか白状しない場合に、新たな問題が発覚されたときからその時間を再起算すること。
- 場所の規定は住居の監視ではなく、勤務場所を指定し、仕事の便宜を図り、問題の究明に助かる。
- 双規期間中、警察官、検察官などの職員により取調べを主催し、または書記を担当してはならない。双規執行機関の職員は司法職員の制服を着用し、警察用の器具や鎖等を双規の場所に持ち込んではいけない。但し、事件が重大で、内容が複雑、難解の場合には警察機関と検察機関が繰り上げて参入することができる。
- 調査中に被調査人に規律違反の事実がないと判明した場合に双規措置を速やかに解除し、許可機関に報告しなければならない。

双規の働き

- 一 被調査人に対する心理的な圧力
双規の発動は厳密な手続きを踏まえ、初歩的な調査を経たもので、ある程度の証拠がなければ双規の適用がされないというシステムのため、双規を受けたものは心理的に圧力を感じることになる。
- 二 双規による被調査人の権力の一時停止で外部干渉の減少
権力は不正利益を謀る手段だけではなく、不正ないし犯罪を負い庇う守りでもある。したがって、双規により被調査人の権力行使が停止すると、被害者、内情を知るものは被調査人からの圧力ないし威圧から解放され、思い切って摘発や告発する環境に恵まれる。他方、被調査人とともに事件に巻き込んだものも権力者の保護を失い、不正を隠すことができなくなる。
- 三 情報の対称性による当事者の白状の加速
双規または双指期間中に、被調査人は外部から隔離されたために、情報が対称となり、不利な地位に置かれてしまうことになる。経験豊かな調査人はこの有利な地位を生かし、政治や心理的な攻勢をかけ、被調査人の弱みを見つけ、その事実の白状を働きかけ、証拠を突き止めることができる。

双規の効果

- 幹部職員に対する警鐘
- 腐敗幹部職員の大量摘発
- 犯罪者に対する刑事訴訟への移送
- 政権党内部の純潔への寄与
- 国民の政権党、政府への不満緩和

双規の合理性

- 幹部職員の汚職腐敗を取り締まる手段の欠乏に対する補強
- 一党支配の代償
- 三権分立拒否に伴われる政治システムの欠陥に対する補完
- 幹部職員の汚職腐敗の撲滅を求める国民の強い要望への対応

双規の限界と問題

●憲法原則に対する低触の恐れ

「第三十七条 中华人民共和国公民の人身自由不受侵犯。任何公民，非经人民检察院批准或者决定或者人民法院决定，并由公安机关执行，不受逮捕。禁止非法拘禁和以其他方法非法剥夺或者限制公民的人身自由，禁止非法搜查公民的身体。」

しかし、事実上の人身自由の制限を受けている双規は「其他方法」属しないか。

●双規の執行主体に対する監督の欠乏による不正、腐敗の横行

例えば、湖南省郴州市原市委副书记、市纪委书记曾锦春は双規の武器を悪用し、汚職腐敗の幹部職員から巨額の賄賂を取ったとして死刑判決を言い渡された。権力を監督する権力に対する監督の不在による犯罪の典型事例である。

●行政処分による権力腐敗者に対する刑事処罰の免除符（？）

刑事処罰に送検するかしないかは行政機関が決めることにより、刑事処罰を受けるべき犯罪者が庇われてしまうことが囁かれている。

●権力闘争に使われる恐れ

事実上、地元のナンバーワンの指導者を告発する幹部職員を双規で封殺する事件が多発している。

●双規による汚職腐敗の撲滅の役割低減

検察機関に送検する汚職腐敗官僚の人数が年々増加していることはそれが物語る。例えば、双規から送検され有罪判決が確定した副大臣以上の官僚が1993年から5年ごとに倍増している。

今後の展望

- 一 共産党の一党支配が続き、三権分立体制の導入が拒絶されつづける以上、共産党内の規律を維持していくには双規は引き続き使われるだろう。
- 二 双規と法手続きとの関係を見直し、双規の透明性、公開性、適法性を高めるために改善措置が講じられると思われる。
- 三 司法独立が推進され、裁判官が独立に審判が行われるような体制が整備された時点で、双規も歴史の舞台から退出するだろう。
- 四 日本の特捜部のシステムを参照して中国版特捜部の設置が可能か検討する必要があると思われる。